

19 歳以上 23 歳未満の収入基準について

● 適用開始は「2025 年 10 月 1 日」です

- ▶ 新規の扶養家族は 「異動年月日」 が 2025 年 10 月 1 日以降の方より新基準（125,000 円/月）での加入審査となります
- ▶ 2025 年 9 月 30 日以前より加入中の扶養家族は、2025 年 10 月（10 月分の勤務に対する給与） から新基準（125,000 円/月）が適用されます

● 配偶者は対象外です

- ▶ 「特定扶養親族」に該当する方が対象となるため、配偶者には適用されません

● 年齢は「その年の 12 月 31 日時点」での判定となります

(2025 年は、2003 年 1 月 2 日～2007 年 1 月 1 日生の家族が対象)

- ▶ 19 歳になる年は 1 月から新基準が適用されます（125,000 円/月未満が上限）
- ▶ 23 歳になる年は 1 月から新基準が適用されません（108,333 円/月未満が上限）
- ▶ ただし 1 月 1 日生まれの方は
18 歳になる年から新基準の適用対象となり、22 歳になる年は適用対象外となります
※民法上の取扱いで年齢は誕生日の前日に加算されるため